

令和 3 年 第 9 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 3 年 5 月 1 1 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

教育長	千葉孝
教育長職務代理者	庭野正和
委員	井戸道代
委員	平井俊一
委員	蓮沼千秋

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		近津勉
	学校施設課長	石塚修
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

千 葉 教 育 長	開会時刻 午後 1 時 ただいまから、令和 3 年第 9 回教育委員会定例会を開催いたします。 本日は 2 名の方から傍聴のお申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、傍聴人の方の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	日程第 1、署名委員を決定します。平井委員と蓮沼委員にお願いをいたします。 続いて、日程第 2、議案の審議にまいります。 第 17 号議案「江戸川区指定無形文化財保持者の認定解除及び指定解除について」を審議いたします。事務局より説明をお願いします。
飯田教育推進 課長	では、ご説明させていただきます。お手元には A 4 横版の告示の案でございますが、お示しをさせていただいてございます。 資料の説明の前に認定解除及び指定解除につきまして簡単にご説明させていただきます。 文化財につきましては、仏像や建築などの有形文化財と、今回のように伝統的な伝統芸能であったり民族慣習であったり、そういった無形の文化財という、2 種類がございます。無形の文化財を指定する場合には、無形文化財はいわゆる技でございますので、実態がありませんので、それを持っている人をセットで認定することになってございます。無形文化財を指定して、その保持者も認定するという、これを一つのセットとして行っているものでございます。 今回は保持者の死亡によりまして、その認定を解除するとともに、文化財自体の指定も解除するというものでございます。 資料をご覧ください。こちらの告示の案にございますように、江戸川区文化財保護条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、別表の江戸川区指定文化財の保持者の認定を解除し、指定を解除するものでございます。 下段の別表をご覧ください。名称といたしましては、無形文化財・工芸技

	術江戸風鈴でございます。保持者、篠原儀治。指定、本人死亡のため認定を解除し、あわせて保持者がなくなったため、指定を解除するというものでございます。議決をいただいた後に、この告示に基づきまして、告示をさせていただきますとともに、東京都教育委員会へ報告する予定でございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、ご質問ご意見ございましたら、お願いします。
庭 野 委 員	江戸風鈴の篠原さんにつきましては、どこにいても風鈴といえば篠原さんということですから返ってくる方でして、大変残念なことだと思います。ご家族でずっといろいろとやられているということなので、いずれはまた文化財、技術の指定が見込まれるのではないかなというふうに思うのですけれども、取りあえずは今いらっしゃらなくなったので、両方とも解除ということで、残念ではありますが、致し方ないのかなと思います。ぜひ、この江戸風鈴、次代へつなげるようお願いしたいなと思います。
教育推進課長	質問ではございませんでしたが、お答えさせていただきますと、今回、保持者の死亡によりまして、指定も解除されましたが、おっしゃるとおり、江戸風鈴につきましては、保持者としての職人さんはいらっしゃいませんけれども、篠原風鈴本舗さんのほうでは、篠原さんのお孫さんをはじめとして職人さんは今ももちろんいらっしゃって、活動自体はこれからも継続をしていくというものでございます。そういった中で、保持をされている方が技術としまして文化財として指定するにふさわしいということになれば、また、そういった指定ということのお話も出てくるかと思いますが、現在、これからも風鈴自体は引き続き活動されていくというふうにお伺いしてございます。
蓮 沼 委 員	それに関連して。有力な後継者というか期待されるような人材はいるのですか。
教育推進課長	篠原儀治さんのお孫さんが技を継いでいます。篠原風鈴本舗で職人として活動されておりますし、そのお孫さんの配偶者も職人さんでいらっしゃいます。あわせて、以前から篠原風鈴本舗で職人として活動されていらっしゃる方もいらっしゃいます。
教 育 長	他になれば、第１７号議案は原案のとおり、決定をいたします。 続きまして、日程第３、教育関係事務報告にまいります。はじめに、教育

教育推進課長	委員会後援名義の使用承認についてのご報告ですが、2件続けてお願いします。 教育委員会後援名義等使用申請一覧、A4の横版の資料をご覧ください。はじめに、教育推進課から上段に記載してあるものでございます。 行事名は、江戸川区中学校高校進学フェア2021でございます。申請者は、NPO法人らいおんはーと、理事長。事業目的は、中学生が自ら学校選択をするための一助になるとともに、奨学金制度の紹介や学ぶ方法について情報提供することで、将来を構築するには多くの選択肢があることを子供たちに伝えるというものでございます。 実施日時は、令和3年7月31日(土)及び8月1日(日)でございます。実施会場は、タワーホール船堀。対象の範囲は、区内の中学生及び保護者でございます。経費の徴収及び賞状・副賞等はございません。後援の内容は、後援名義の使用でございます。別紙で、企画書をつけてございますので、ご覧いただければと思います。 事業の目的につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますので、事業の計画、内容についてというところをご覧ください。この事業につきましては、賛同いただいた高等学校、昨年はコロナの関係でこの事業中止になりましたので、一昨年で申し上げますと、97校の学校がブースを開いたところでございます。都立、私立等の高等学校に相談ブースを設置していただきまして、高等学校の進路担当者に個別に相談できるブースを設置する。 また、それぞれの学校のパンフレット等を配付することで情報提供を行う。あわせて、奨学金制度の紹介を行うというような事業になります。感染拡大防止を最優先とし、ソーシャルディスタンスの保持、三密回避に努めるということで、状況によりましては、冊子の配付にとどまり、対面での説明会を見合わせることも検討しているというふうにお伺いしてございます。 昨年は対面の相談会は中止にした上で冊子だけを配付をしてございます。こちらの企画書には冊子のことは特に記載はないのですが、この説明会を実施するにあたりまして、区内の1年生から3年生まで中学生全員分、高校進学フェアという冊子を作成されております。ここには、昨年で申し上げますと、110校程度、高校の情報や奨学金の情報が記載されておりますので、それは今年につきましても中学生の生徒に配付をしたい。あわせて、状況が許せば、高校進学フェアで相談ブースを設けてこういったフェアを行いたいということでお伺いしているところでございます。
--------	--

大關学務課長	教育委員会後援名義の使用申請一覧をお願いします。行事は、小学生・中学生第10回「くすりの正しい使い方ポスター」を募集するものです。申請者は、公益社団法人江戸川区薬剤師会です。事業目的は、薬の正しい利用方法を考えることで、児童・生徒に健康の大切さを知ってもらうということです。 それでは、第10回くすりの正しい使い方ポスター募集要項というのをご覧ください。募集対象は、江戸川区立の小・中学校に所属する児童・生徒となっております。募集期間は令和3年8月30日から9月9日までとなっております。応募規定としては、画用紙八つ切りサイズ等で、クレヨン画やまたは水彩画となっております。江戸川区薬剤師会と学校保健委員会が選考いたしまして、10月17日（日）、タワーホール船堀で入賞作品を展示いたしまして、同日に表彰式を1時30分からタワーホール船堀の展示会室にて行います。表彰の種類としましては、小学校の低学年、高学年、中学校の各部、教育委員会賞が1名、薬剤師会会長賞が1名、最優秀賞が1名、優秀賞各2名となっております。 それでは、後援名義についてのご協議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ありがとうございます。ただいまの件に関しまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。
蓮 沼 委 員	前段のらいおんはーとの高校進学フェア、これに関しては、平井委員さんがPTA会長のときにスタートしたか関わっていたかもしれませんね。3年生となっていますけれども、2年生にも声かけていただいて、かなり進路に対する意識が高まるという話も聞いておりますので、ぜひまた充実させてやっていただければと思います。それに関連して、平井委員からお話をせつかなので、よろしくお願いいたします。
平 井 委 員	今、蓮沼委員からお話いただいたとおり、私が平成29年度に中P連会長をしていたときに、ちょうどこのらいおんはーとが立ち上がって、このらいおんはーととして第1回目の進学フェアを実施するという流れでした。 それまでは、中学校で第1ブロックが個別にやっていた。第4ブロックが小岩で個別にやっていた。私、第3ブロックだったのですが、第3ブロックでは個別でできるものではなかった。らいおんはーとさんがこういう企画を立てていたので、これに便乗してといいますか、本当に生徒たちが足を運べば、100校近い私立と都立問わず、高校が来てくださるということで、と

庭 野 委 員	てもいい進学フェアになるんじゃないかということで、非常によい会だと思っております。去年は、残念ながらコロナで開催できないということでしたが、パンフレットだけでも充実したものにしていただければと思っております。ぜひ進めていただければと思います。
教 育 長	二つ目のくすりのほうですけれども、昨年の実績等見させていただくと、前年よりも大分少なくなった。これはコロナの影響で授業時数も大変少なくなってきたので、ポスターづくりにかける時間もなくなってきたのではないかなというふうに思います。今年も、コロナで大変なんですけれども、授業のほうは通常どおりやっているの、この応募点数よりは増えてほしいなというふうに思うんですけれども、各学校への周知をしっかりといただいて、くすりの正しい使い方ということを小学生のうちから身につけるように、ぜひよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。
近津教育指導 課長	他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、令和4年度以降使用教科用図書採択について、事務局より説明をお願いします。 私からは令和4年度以降使用教科用図書採択につきまして、報告を申し上げます。 去る3月の下旬に、中学校の社会科の教科用図書、自由社でございますが、これが文部科学省の検定を通ったということで、今年度採択対象になるということになりました。そこで、本区といたしましては、手続きに則って採択を進めてまいりたいというふうに考えております。 資料でございますが、まず、資料1として江戸川区立学校教科用図書採択に関する対策要綱及び教科用図書採択のための調査研究に関する要領・細目といったものをつけさせていただいております。資料1のまず4項でございますけれども、第2条には、後半、「教育委員会の権限と責任において、公正かつ適正に審議し、採択を行う。」というふうになっております。採択の時期でございますが、第3条に「当該教科用図書を使用する前年度の8月31日までにを行う。」となっております。続いての、その他の要領・細目につきましては、手続きについて示しているものでございますので、ご一読いただければと思います。 続きまして、資料2でございますけれども、令和4年度以降使用教科用図書採択の見本展示会についてということで、ここに日程等を示させていただきます。

	きました。まず、下段の法定展示会からご説明申し上げます。 法定展示につきましては、例年採択している教科書を展示するということで、今年度6月15日から6月29日まで中央図書館で行うものでございます。採択している令和3年度の使用教科書、令和3年の小学校の使用教科書に加えて、今回検定を通った中学校社会（歴史分野）自由社の採択見本本もあわせて展示をさせていただきます。特別展示でございますが、これは採択のある、行う年について法定展示に続く形で特別展示会を行うとなっておりますので、上段の特別展示会につきましては、法定展示に先駆けて6月5日から14日まで同じく中央図書館で展示をするものでございます。今後、この日程でございますが、現時点での状況でございますが、新型コロナウイルスの感染状況によりまして、この中央図書館の会館時間等が変更になった場合には、それにあわせて若干の変更が生じることがございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、何か、ご質問、ご意見ございますでしょうか。 展示の時間ですけれども、今、緊急事態宣言下において8時までと短縮されていますよね。ですから、宣言が解除されて開館時間が延びれば、それに合わせた形に変更するということですね。
教育指導課長	その時間のところの括弧書きに書かせていただいておりますとおり、開館時刻から閉館時刻までということで、これは原則ということです。現在の開館時刻が午前9時から午後8時ということで、このようにさせていただきました。
教 育 長	他になければ、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、教職員の人事について及び職務代理者の指定についての報告がありますが、これらの報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議したいと思いますが、この発議に賛成の方の挙手をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
教 育 長	賛成多数と認めます。これより会議は秘密会となります。 傍聴人の方のご退室をお願いいたします。 なお、秘密会終了後の再入室は可能となっております。

	〔傍聴人退室〕 〔秘密会〕 〔秘密会終了〕 〔傍聴人再入室〕
教 育 長	次に、いじめ電話相談（令和３年度４月分）について、事務局より説明をお願いいたします。
近津教育研究所長	それでは、いじめ電話相談（令和３年度４月分）について、ご報告を申し上げます。一覧のとおり、令和３年４月分につきましては、いじめ電話相談は０件でございました。
教 育 長	ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。
井 戸 委 員	何回かこの電話相談に関してご報告いただいて、思っていたのですけれども、電話というのがどうなのかなというふうに思いました。今の子どもたちは電話というよりもＬＩＮＥなどを使っています。何かのときに手段をＬＩＮＥなどにしたら相談が３倍に増えたということもお聞きしたことがあります。この点に関してはどうでしょうか。
教育研究所長	現在、ＬＩＮＥであったり、あるいはメール等、これによるいじめ相談であったり、子供たちからの相談に関しましては、東京都の教育相談センターで受け付けている状況でございます。そちらで、例えば区内の児童生徒に関する案件であれば、教育指導課にそちらから報告が入るということにはなっております。区としてそういったＬＩＮＥであったりメールであったりという相談窓口を設けるかどうかについては、今後、議論していく必要があると思います。
教 育 長	ちなみに、都のほうでそういう受け皿があるというのは、子供たちにはどういうふうに周知されていますか。

教育研究所長	相談センターから来ているカードであったり、リーフレットのような形で一覧になっておりまして、都の相談窓口であったり、区の相談窓口も記載して一覧のものを年度当初、それから長期の休みに入る前には、学校を通じて子どもたちに配付してございます。
蓮 沼 委 員	親からの相談とかもあるでしょうけれども、実際、声を上げるというのは、相当勇気がある子供たちだと思うので、なかなかそこまで声を出せない、そういった声をどうやって拾うかというところで井戸委員がおっしゃったことを考えていって、いろいろな声をすくい上げられるような手立てを講じていかなきゃいけないのかなと思います。まして、このコロナのときで、いろいろ声を出しづらい状況もあるので。 今日、何かゼロということで、実態を反映しているかどうかまだ分かりにくい部分もありますけれども、今、江戸川区の小学校、中学校では比較的学級崩壊とかは少ないのですか。
教育研究所長	昨年度、一部、特定の学校で特定の児童生徒がなかなか集団になじめない、あるいは教師の指導が行き届かないということで、落ち着かない状況を示すという訴えはございましたけれども、全体を見渡すと、そういった学級の荒れというような状況については少ないと考えております。しかしながら、やはりいじめの問題は、どの学校でもどの子供たちにも起こり得る問題であるという認識の下、どんなに些細なことであってもしっかりと子供たちからの報告についてはいじめとして認知して対応するようにという指導をしておりますので、むしろいじめがないという考え方ではなく、いじめはあるという前提で対応するよう、学校には指導しているところでございます。
蓮 沼 委 員	教育指導課長はじめ、学務課長もそうですけれども、コロナ感染の児童生徒の様子を報告していただいた学校、結構増えてきているのかなと感じます。感染が分かって、周りから変な声をかけられるとか、近寄るなとか、そういうのがあっていじめに発展する可能性もあります。 実際、各校のホームページを見ると、結構、校長がそういったものを全面に出して学校だよりに載せています。それぞれの学校現場も頑張っているところかなと思うんですけれども、なかなかこれも見えにくい部分とかあるし、ということですね。直接、教育指導課にいじめられている児童を連れて保護者が来るとか、そういう事例はないのですか。

教育研究所長	今年度については、まだ、ございません。
教 育 長	今、ちょうど話題のインド人の関係でインド変異ウイルス由来のコロナウイルスが話題になってきています。学校によってはかなりインド人の子供が多かったりするので、それがきっかけでいじめだとか差別だとか偏見だとか心ない言葉があるのではないかという懸念もあるので、現在至急、学務課長のほうで調査してございますけれども、インド人の子が通っている学校の校長には、そういうことがあるかないか、そういうところを理解してほしいという注意喚起をしまいたします。それとあわせて、インド人学校が葛西にあるので、それは私が校長に電話して、そういうことがあるのではないか聞いて、あったらまたいろいろ区として考えないといけないなと思います。
蓮 沼 委 員	ありがとうございます。
教 育 長	では、よろしいでしょうか。 他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和３年第９回教育委員会定例会を終了いたします。 閉会時刻 午後１時３４分